



総合防災訓練
～鐘山グラウンド

ふじよしだ
議会だより

第115号

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

九月定例会

平成二十二年度決算を認定

一般会計歳出総額は

二〇七億

五一六万五四六四円

平成二十三年九月定例会は、九月八日開会され、二十三日間の会期を終えて、九月三十日に閉会しました。

この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任、委員会が構成されました。

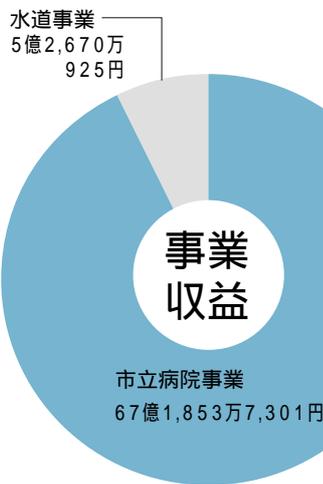
議案は、平成二十二年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の三件の決算認定などのほか、一般会計継続費精算報告書一件、報告五件、補正予算三件、条例の制定三件、条例の一部改正二件、意見書一件（議員提案）、合計十八件の市長提出議案等を審議し、すべて認定、可決しました。

また、富士吉田市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙、河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙及び富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議会議員の補欠選挙が行われました。

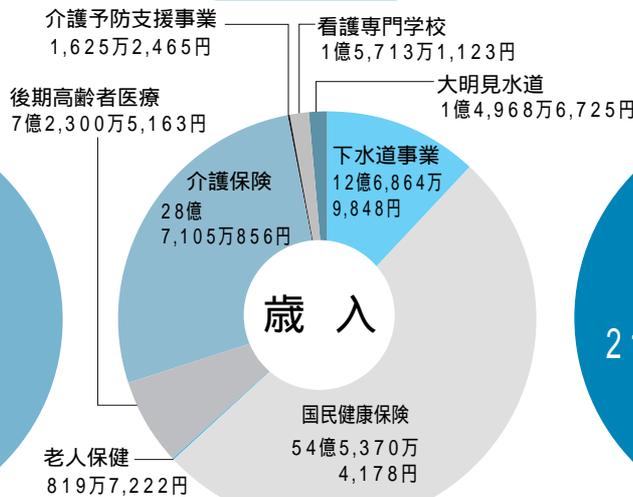
市政に対する一般質問は、三人の議員が行いました。

決算報告

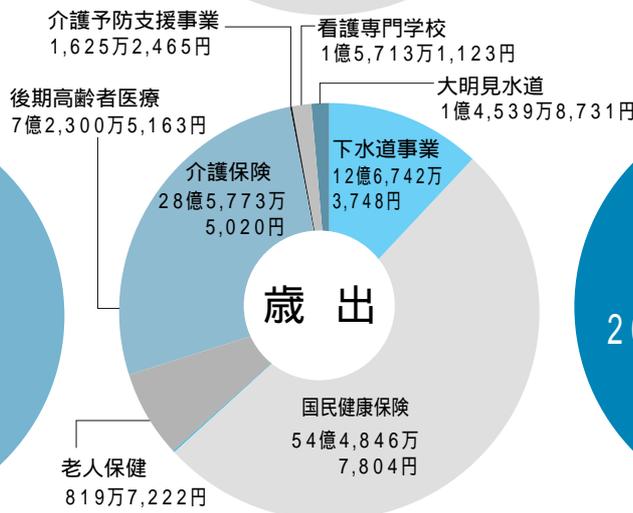
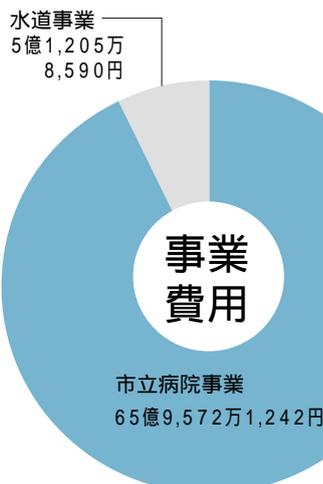
事業会計



特別会計



一般会計



委員会の審査から

決算特別委員会
文教厚生委員会

総務経済委員会
建設水道委員会

決算特別委員会

平成二十二年年度富士吉田

に審査いたしました。

市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、市立病院事業会計決算、水道事業会計決算を審査するにあたり、次の十名の議員で構成される決算特別委員会が設置され、審査が行われました。

委員長 勝俣 米治
副委員長 渡辺 貞治
委員 奥脇 和一
宮下 豊

渡辺 孝夫
渡辺 幸寿
桑原 守雄
前田 厚子
羽田 幸寿
勝俣 大紀

審査にあたり、提出のあった予算の執行実績及び主要施策の成果報告書を参考として、予算が公正・適法かつ能率的、合理的に執行されているかどうか、その結果どのような行政効果をあげたか、また、その施策が住民福祉の向上に適合したものであったかどうか、財政事情についてはどうであったかなどを重点に詳細

一般会計決算認定

平成二十二年年度の一般会計決算は、予算現額二二七億一〇四〇万三二二五円に對し、収入済額二一五億一〇九万八八七四円、支出済額は二〇七億五一六万五四四四円で、歳入歳出差引額は八億六〇三万三四一〇円となり、継続費過次繰越額及び繰越明許費繰越額一億八六〇六万六〇〇円を差し引くと、実質収支額は六億一九九六万七三一〇円となっており、前年度に比較して三六四五万五六一〇円の減となっております。

実質収支額のうち、三億一〇〇万円は財政調整基金へ積立て、三億九九六万七三一〇円が翌年度へ繰り越されております。

なお、歳入の審査の中で、市税については、なるべく不納欠損にしないよう、時効が成立してしまうまでに危機感をもって、徴収業務に積極的に取り組み、少し

でも減額をしていくような努力をしてほしいとの要望がありました。

国が提供施設等所在市町村助成交付金については、今後の北富士演習場問題に係わる重要な問題の一つとなり、少しでも金額の上乗せをしていただけるよう、国に對して積極的に働きかけてほしいとの要望がありました。

地方交付税については、当初予算と調定額との差額が多く雑ばくすぎるので、予算編成に当たっては適切な数字をつかみ、積極的な検証をしていただきたいとの指摘がありました。

住宅使用料の不納欠損相当分については、その処理方法を明確にし、明示すべきであるとの要望がありました。

また、時効が成立してしまうまでにいわゆる「ごね得」を許さないような法的措置を講ずるため、訴訟費用を増やし対応をしていくよう要望がありました。

歳入の審査においては、入札業務で公開する部分があれば、市民に不信感を感じられないような対応を心

掛けてほしいとの要望がありました。

慶応義塾連携事業については、市民の期待に応えるような施策と今後の成果が出るように、更なる検討をしてほしいとの要望がありました。

市民会館費については、市民会館内の各施設やトイレの表示を分かりやすく明示すると共に、国際観光都市にふさわしい物にしてほしいとの要望がありました。

明見湖公園管理運営事業については、今以上の桜の木を植栽し多くの市民が活用できる場であるべきとの意見がありました。

また、施設の廻りには駐車場がなく来年度の予算編成までには庁内で検討していただき、さらに打開策までの道しるべを見出してほしいとの要望がありました。

また、羽田氏からの寄付金の一部を有効活用するため、環境保全や子供たちのために活用してほしいとの要望がありました。

太陽光発電については、一般家庭にも補助金制度の周知をしていただき、多くの市民に利用してほしいと

9月定例会会期日程

9月8日	本会議（開会）
9月14日	本会議
9月20・21・22日	決算特別委員会
9月26日	総務経済委員会
9月27日	文教厚生委員会
9月28日	建設水道委員会
9月30日	本会議

会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託
河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙 市政一般質問

付託議案の審査
付託議案の審査
付託議案の審査
付託議案の審査

各委員長からの報告 議案の追加提案 各議案の採決
選挙管理委員会委員および補充員の選挙
富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議会議員の補欠選挙について（閉会）

の要望がありました。

安全あんしんパトロール事業については、雇用対策事業の一環として実施されており平成二十三年度をもって終了されるが、市民からは好評であるため今後も継続してほしいとの要望がありました。

庁舎整備基金費については、職員が安心して職務に専念できるよう、また災害などに対応できる災害対策本部として使用できるよう、早期の着手をしてほしいとの要望がありました。

妊産期の保健指導事業については、無料で配布している検診チケットが年度の変わり目では受理できない妊婦の方がいるので、来年度はこの点を配慮してほしいとの要望がありました。

地籍調査事業については、登記もれの土地を地籍調査と並行し解決する道筋をつけていただき、一日も早期な調査をしてほしいとの要望がありました。

雇用対策事業の一環として実施されている下吉田街なか拠点事業については、商店街の活性化に繋がる事業であるので、事業終了後

の平成二十三年度以降も終わることのないよう、継続して実施してほしいとの要望がありました。

浅間公園の駐車場については、利便性が悪く大型バスも通行できないまま、十三年の年月が経過しているため、現況道路の拡幅を念頭にいれながら別ルートへの検証も含め、早急に努力してほしいとの要望がありました。

また、駐車場の賃借契約については、三十年契約となっているが出来るものならば中途解約や賃借料の値下げ交渉など、市民に疑問をもたれないように解決してほしいとの意見がありました。

区画整理事業については、大明見下の水線の供用開始を一刻も早く実現できるよう努めてほしいとの要望がありました。

沿道区画整理事業の中央通り線については、事業スタートより公園と現地が不一致の中、整備が進められ供用開始に至ったが今現在登記を含め最終段階の手続きがなされていないので、今年度中には努力してほし

いとの意見がありました。

市営住宅西丸尾団地の建て替えについては、新しい建物の需要が多く心まちにしている市民もいるので、具現化するためにも事業を進展してほしいとの意見がありました。

中期財政計画については、平成二十四年度の予算編成までには、中期財政計画の見直しをまとめ上げ、早い段階で議会側に示してほしいとの要望がありました。

非常備消防費については、消防団の八割が会社員で構成されており、災害時でも率先して活動しているので、報酬・出動手当てを上げてほしいとの要望がありました。

また、消防一本化については、本市にも富士五湖広域行政事務組合の組織があるので、回りの連携をとることで、回りの連携をとる全体の状況を見極めながら、適切な対応をしてほしいとの要望がありました。

学校給食費については、平成四年以来政策的・社会情勢により給食費は据え置きとなっているが、山梨県下の平均より賄い費は安く最低でも県下の平均になる

まで、予算の繰り入れをすることも視野に入れながら、対応をしてほしいとの要望がありました。

総括質疑の中で、産業廃棄物の中のきわめて一般廃棄物に近い分野については、大変な金額が収入としていただける反面、そこに住んでいる地域住民の健康を害することは絶対にしてはいいけないが、これだけ財政が厳しい折の中ではこれらも含め、検証をしていかなければならない。

そこで今後、指定管理者の検討を前向きに進めていくべきではないかとの意見がありました。

特別会計決算認定

下水道事業、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援、看護専門学校、大明見水道の合計八特別会計決算審査は、関係法令に従い、能率的、合理的に予算が執行されているかどうか主眼に審査が行われ、それぞれ認定すべきものと決しました。

なお、国民健康保険特別会計の審査の中で、国保税

の収入未済額を減らすべく、分納等を視野に入れ、税の公平性を保ちながら税率のアップに努めてほしいとの要望がありました。

また、看護専門学校特別会計の総括質疑の中で、毎年一億二千万円余りを一般会計から繰入れて負担となっているので、県からの支出金等を多く獲得するよう努めてほしいとの要望がありました。

市立病院事業会計決算認定

審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益六七億一八五三万七三〇円、事業費用六五億九五七二万二四二円で、消費税の影響を除くと二六一万二七三三円の当年度純損失が計上され、前年度との対比では、収益が十一%、六億六四二六万一九三三円の増、費用で六・四%、三億

九五二二万九二六円の増となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額一四億五九三九万七〇〇円、支出額一五億八〇三五万八九七五円で、収支不足額一億二〇九六万八二七五円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

自治体病院を取り巻く環境が大きな変革期に直面する中、良質な地域医療の確保と抜本的な経営改革が求められ、「地域医療をいかに提供していくか」が重要な課題となっており、医療に対するニーズはますます高度化かつ多様化している。

このような状況下で、これらのニーズに迅速かつ的確に対応し、救急医療や高度医療などの不採算部門も担う中で、二次医療機関として、また富士・東部地域の中核病院として、その使命と役割を果たしてあり、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の中で、富士吉田市立病院は富士・東部地域の保健医療の拠点とな

る中核病院です。看護師の資質向上に今後も努めてほしいとの要望がありました。

水道事業会計決算認定

審査にあたっては、事業業務が経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益五億二六七〇万九二五円、事業費用五億一〇五万八五九〇円で、消費税の影響を除くと八三二万六七五円の当年度純利益となっており、前年度に比べ収益が七・〇六%、三四七五万九三九九円の増、費用で四・一三%、二〇三万二八二七円の増となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額二億一四五四万六〇〇円、支出額四億三〇一萬六二二四円で、収支不足額一億八八四七万二一四円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

飲料水の安定供給と有効率の向上を図るため、単独事業による、または民生安定事業の補助金を受けての

総務経済委員会

審議案件

議案第四十五号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第五十号
平成二十三年度富士吉田市一般会計補正予算(第三号)

審議結果

本案は、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定でありまして、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行による地方開発事業団及び市町村基本構想策定義務の廃止・撤廃に伴い、関係する条例について所要の改正を行うため、制定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

給配水施設の整備を積極的に行っており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

本案は、平成二十三年度富士吉田市一般会計補正予算(第三号)でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ一億一五二七万九千円を追加し、総額を一八二億三六七五万三千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金七二一〇万七千円、国庫支出金二七〇六万五千円等を増額するものであり、歳出では、防災対策事業費六九三〇万五千円、子育て応援医療費助成事業費一五一九万一千円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、万が一の災害に備えて、配水場への非常用発電装置の整備等、災害に対する整備については、速やかに対応する中で、適切な管理運営にも

努めてほしいとの要望がありました。

また、災害に備えての防災意識の高揚、防災グッズの購入等について、行政サイドで市民をしつかりとサポートしてほしいとの要望がありました。

博物館の落石防止工事については、そのエリアの景

文教厚生委員会

審議案件

議案第四十六号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第四十七号

富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例の一部改正について

議案第四十八号

スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第五十一号

平成二十三年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第一号)

観等にも留意して、設計施工を進めていくべきであるとの意見がありました。

介護予防・地域支え合い事業の一環として、いきいきサロンを市内全域で実施していくことを契機に、公平な福祉行政の推進に努めてほしいとの要望がありました。

また、実施する際には、住民への周知はもとより、対応策をも適切に講じてほしいとの要望がありました。

本案は、「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定でありまして、下吉田南部国道一三九号周辺地区の住居表示を、本年十月十一日から実施することに伴い、関係する条例について、住居表示の実施区域に設置してあります公の施設の位置の表示を改めるなど、所要の改正を行うため、制定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、この地域は、空洞化現象が見られる上に高齢者も多いこと

から、実施する際には、住民への周知はもとより、対応策をも適切に講じてほしいとの要望がありました。

本案は、「富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例」の一部改正でありまして、平成二十三年十二月一日から平成二十六年三月三十一日までの間の乳幼児・児童医療費に限り、助成対象年齢を、満十二歳から満十五歳に引き上げるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、その周知の方法については、学校サイドにも協力を依頼する中で徹底してほしい、また、平成二十五年年度未までの時限立法であることから、厳しい財政状況ではあろうが、それ以降も継続してほしいとの要望がありました。

本案は、「スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定でありまして、「スポーツ基本法」の施行に伴い、関係する条例について、「富士吉田市スポーツ振興審議会」及び「体育指導委員」

の名称を改めるなど、所要の改正を行うため、制定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、野球の振興という観点から、鐘山グラウンドにおける硬式野球の取り扱いについて、スポーツ推進審議会において、協議してほしいとの要望がありました。

④本案は、平成二十三年度富士吉田市介護保険特別会

建設水道委員会

●審議案件

①議案第四十九号

富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

②議案第五十二号

平成二十三年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第一号)

●審議結果

①本案は、「富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例」の一部改正であり

計補正予算第一号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ一三二八万九千円を追加し、総額を二九億七〇〇万五千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金として、歳出では、介護保険償還金として、それぞれ一三二八万九千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

まして、市道新倉南線の整備及び建物の老朽化による一部取壊しに伴い、西丸尾団地の位置及び戸数について所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、今後においても、公営住宅を取り壊す度に条例改正を要することになるので、このような規定については、規則で規定する等の策を講じて

はどうかとの意見がありました。

②本案は、平成二十三年度富士吉田市水道事業会計補正予算第一号でありまして、今回、資本的収入及び支出につきまして、収入を二六〇〇万円減額し、総額を三億五〇三二万九千円とし、支出を二八三三万八千円減額し、総額を五億五一八五万三千円とするものであります。

資本的収入では、補助金二六〇〇万円を減額し、資本的支出では、建設改良費二八三三万八千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

《編集委員》

●委員長

太田 利政

●委員

奥脇 和一

渡辺 利彦

横山 勇志

佐藤 秀明

勝俣 大紀

議会人事

●富士吉田市外二ヶ村

恩賜県有財産保護組合会議員(補欠選挙)

横山 勇志氏(上吉田区域)

人事案件

●富士吉田市選挙管理委員会委員の選挙

委員長 小野 五朗氏(下吉田五九六六)

委員長職務代理 大森 好正氏(中曾根三一五一八)

委員 渡辺 勲氏(下吉田二八四)

委員 武藤 英作氏(小明見二三八九)

●同補充員の選挙

宮下 清志氏(大明見四五五四)

土屋 幸治氏(上暮地四一十四一七)

湯山 修二氏(中曾根一六一五)

渡辺 仁志氏(下吉田一二二六)

●河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合

議会議員の選挙

宮下 誠氏(旭五一十一十七)

白須 一彦氏(新倉二一八)

渡辺 恒政氏(上暮地二二二七一一三)

遠山 明彦氏(上暮地八一八一二七)

総務経済委員会

実施日 10月20日～21日
 研修先 新潟県小千谷市
 内容 復興計画によるまちづくりについて
 研修先 新潟県柏崎市
 内容 柏崎刈羽原子力発電所視察

建設水道委員会

実施日 10月20日～21日
 研修先 新潟県小千谷市
 内容 復興計画によるまちづくりについて
 研修先 新潟県長岡市
 内容 長岡南越路スマートインターチェンジについて



文教厚生委員会

実施日 10月27日～28日
 研修先 栃木県那須塩原市
 内容 学校給食センターの建設について



議会の動き

― 常任委員会行政視察研修 ―

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者による研修を受け、さらに現地等を視察するなど、活発な議員の調査活動が行われました。

富士北麓広域
市町村圏

正副議長会議議員研修

十月二十八日、本市において富士北麓広域市町村圏正副議長会議主催の議員研修会が開催されました。講師に関西学院大学の小西砂千夫教授をお招きし、「地方分権時代の議会の役割」財政健全化の観点を中心にと題しての講演があり、議員として今後の活動に役立てるべく、見識を深めました。

全文については、次期定期例会（十二月）より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

9月

前田 厚子 議員



防災について

一回目の質問

『被災者支援システム』の導入について再度お尋ねする。

市長から当市においては、『消防防災GIS』を活用していくが、『被災者支援システム』も調査しながら、活用の可能性を研究していくとのご答弁をいただき、その後の経過もふまえて調査の結果等をお聞かせ願いたい。

同システムは、住民基本台帳を基に被災者支援に必要な情報を一元管理する『被災者台帳』を作成。災

害発生後に全壊や大規模半壊など被災状況さえ入力すれば、罹災証明書の発行や義援金・支援金の交付、緊急支援助物資や仮設住宅の入退居などの管理がスムーズに行えるようになることある。

震災後に導入した、福島県須賀川市では、『震災前から導入していれば、被災者支援業務は、もつとスムーズに出来ているはず』と語っていたとのこと。『平時からの導入』を積極的に考えて戴けたらと思うが、市長のご英断をお聞かせ願う。

次に、『女性防災会議』の発足については、『アメリカに『ヘイゼル・ヘンダーソン』という未来学者がいる。彼女は一平凡な主婦でいた娘が、類にすずをつけて帰ってきた。それを見てニューヨークの大気汚染はひどい！何とかしなければと、草の根運動を展開した。それは、幼い子供を思つ母親の心からだったとの事で

ある。多くのお母さんは、地震や災害から子供達や家族を守る為に、知恵を振り絞っている。高齢者や障害者など災害弱者に対する細やかな配慮なども女性の目線が、特に必要だと思ふ。地域には、自治会単位の自主防災があるが、どちらの自治会を見ても女性が一人ないし二人入っているくらいだと思ふ。生活現場にいる女性の目線を取り入れて、行政も一つになって、最も小さな組あるいは、班単位で女性の防災会議を持つことを提案したいと思ふが、市長はどのようにお考えか。

次に、『避難場所となりうる公園の整備・安全再点検』について、三月十一日の時を、それぞれの先生方は、皆学校の現場で体験され、日頃の避難訓練の重要性を再確認されたとの事。

そんな中で、一番安全な場所とは、尋ねると、何も無い校庭、グラウンドですねとおっしゃっていた。市内には何も無い皆さんの公園が町中にある。これらの公園を非常時に最も安全な場所となるよう整備・再点検をお願いしたいが、市長はどのようにお考えか。

『被災者支援システム』についてであるが、東日本大震災の発生時においても、一人暮らしの高齢者等の安否確認や飲料水を提供した際に「災害時要援護者名簿」が大きな力を発揮し、自助・共助・公助それぞれ役割が迅速・的確に果たされている。

災害対策システム自体は、こうした一連の人の動きを補完する手段として活用していくものであると認識している。

このような基本姿勢の下、被災者支援システムについては、本年六月定期例会において答弁申し上げたとおり、基本的には、総務省消防庁が推奨している「消防防災GIS」の災害対策の広域的な情報共有機能等を活用する中で、相互連携体制を強化して参る。

また、西宮市のシステムについては、現在、被災者支援・避難所・倒壊家屋・仮設住宅等の関連システムについて、本市のデモデータを入力し、機能や使い勝手、費用対効果などを検証しているが、当該システムが避難所運営支援機能等「消防防災GIS」と類似する機能も備えていることから、それぞれのシステムと比較検討も合わせて行っているところである。

今後においても、既に導入した「消防防災GIS」の運用状況や追加機能をも

考慮しながら、「被災者支援システム」の活用の可能性について引き続き検討し、本年度中に導入の可否について決定して参る。

次に、『女性防災会議』についてであるが、現在、市内全三十三自治会に自主防災会が組織されており、この自主防災会が中心となり、共助活動を行っている。

この自主防災会は、その地域全ての住民から構成されている組織であるため、当然のことながら自主防災組織の運営においては、女性を含む若男女全ての地域の方々が主役となっており、防災対策及び災害対策における家庭や地域の自助・共助に関する意見・考え方が広く反映された形で鋭意活動を行っているところである。

したがって、私としては、女性に特化した防災会議の設置については考えていない。

次に、避難場所としての公園の整備、安全点検についてであるが、現在、市が管理している公園・広場のうち、災害時の一次避難所として指定している公園については、金鳥居市民公園、西原南公園、丸ヶ丘公園、中央まちかど公園及び富士散策公園の五施設があり、これらのうち、富士散策公園については、二名の職員

が常駐し、その他四つの施設については定期巡回を行い、日ごろから市民の皆様方が安全に、かつ、安心して公園を利用することができるよう安全点検及び維持管理に努めている。

これら五つの公園を含め、全ての一次避難所については、近隣住民が二次避難所へ移動するための参集場所として、その機能を充分果たしているものと考えている。

三月十一日に発生した東日本震災以降、防災に対する市民の関心がますます高まる中、本市としても、限られた人員と予算を有効に活用しながら、避難所指定公園を含む全ての公園施設について、さらなる維持管理及び安全点検の向上を図って参る。

『女性防災会議』に対して市長より設置の必要がないとの答弁をいただき大変に残念に思つた。この『女性防災会議』は、今ある自治会の自主防災組織と肩を並べるものでは無く、ましてそれに代わるものでもない。位置づければ、自主防災組織の一手手前の存在だと思ふ。

今何故、女性かと申しますと、女性は地域に人脈を築き、地域の事を本当によ

一回目の質問

『女性防災会議』に対して市長より設置の必要がないとの答弁をいただき大変に残念に思つた。この『女性防災会議』は、今ある自治会の自主防災組織と肩を並べるものでは無く、ましてそれに代わるものでもない。位置づければ、自主防災組織の一手手前の存在だと思ふ。

今何故、女性かと申しますと、女性は地域に人脈を築き、地域の事を本当によ

く知っている。隣近所の家
族構成、また、子供がどの
道を通って学校から帰って
くるのか、また、誰と遊ん
でいるのか、子育てや介護、
ご近所でのお茶のみ等を通
して、具体的な経験を通し
て、子供や高齢者、生活者
の視点を持って。従来の
の縦割りの組織だけでは
不十分であり、昼間災害な
どが起こった時、そこにい
る人が一番大事で大きな役
割を果たしてくれる。こう
した女性達が、災害時の担
い手として、その力が発揮
できるような知識や組織が
必要だと思い、このような
提案をさせていただいた。

私の想いは、災害時の女
性の果たす役割や女性を守
る防災対策をしっかりと話し
合い、現在の地域の自主防
災組織につなげて、地域住
民が、相互に支え合い、人
と人との強いつながりを持
った町を作っていく時だと
常日頃より感じている。

このような『女性防災会
議』の設置について再度、
市長のお考えを伺いたい。

二回目の市長答弁

「女性防災会議」の設置
については、先ほど答弁申
し上げたとおり、自主防災
会は、その地域全ての住民
から構成されている組織で
あるため、女性を含む老若
男女全ての地域の方々が主

役となり、広く意見を募り
それを集約した中で鋭意活
動を行っているところであ
る。

したがって、自主防災会
においては、地域全体でお
互いに助け合うという共通
認識の下、有事の際にはそ
の時々状況に応じて自ら
が適切に行動することが肝
要であり、女性の果たす役
割も一定の作業にとどまる
ものではない。また、地域
住民がお互いに助け合うと
いう共通認識の中には、男
女を区別する考え方がない
ことは当然のことである。

こうした考え方の下、市
として「女性防災会議」は
設置しないが、自主防災会
が、既に女性が災害時に力
を發揮できる組織であるの
で、今後においても、防災
講演会や出前出張講座を通
じ、自主防災組織の強化に
努めて参る。

有償ボランティア 制度について

一回目の質問

行政には、様々なサービ
スがあり、法律や制度の谷
間に入り、本当に助けても
らいたくない人が、条件をク
リアしてないため、何の支
援も受けられないでいると
いう現実。身の回りの生活
に支障をきたし、日々の生

活にも手助けを必要として
いる人がたくさんいる。

そこで、新たに有償ボラ
ンティアとして、六十歳以
上の方や障害のある方が、
条件に縛られることなく、
利用していただけるような
共助の精神で、たくさんの方
にボランティア登録をし
ていただき、困った時に、
支援の手が届くような、新
たな有償ボランティア制度
を創設する事が必要ではな
いか。

各種制度の谷間で支援を
必要としている方達に対し
て、市長はどのようにお考
えか。

一回目の市長答弁

有償ボランティア制度に
ついては、現在、本市では
ポイント制による交付金の
導入に基づく「介護支援ボ
ランティア制度」を昨年度
から実施しており、高齢者
の社会活動の促進等に効果
を上げている。

また、ボランティアの推
進団体である富士吉田市社
会福祉協議会においても、
在宅訪問活動など、ボラン
ティア活動の推進を図り、
生活支援等の福祉ニーズへ
の対応を行っている。
各種制度の谷間で支援を
必要としている方々に対し
ては、地域の住民同士の付
き合いにより支えられてい
るコミュニティの形骸化が

指摘される中、誰もが安心
して暮らせる地域を実現す
る上で、市民の皆様による
助け合い活動や見守りなど
の日常的な支え合いが今後
益々必要になり、こうした
考え方が福祉施策の原点に
あるものと考ええる。

有償ボランティア等につ
いても、こうした地域で支
え合う仕組み、体制づくり
の一環として、今後、調査、
研究を進めて参りたいと考
えている。

二回目の質問

『介護支援ボランティア
制度』は、大変に優れた制
度であるが、ただ、この制
度のボランティア活動をす
る場所が、施設に限られて
いる為、在宅で支援を必要
とされている人は利用する
ことが出来ない。そこで施
設にとどまらず、在宅の人
にも利用出来るようにして
いく必要がある。

社会福祉協議会では在宅
訪問活動などもやってくだ
さっているが、まだ今の制
度のままでは、そのような
人達の要望に応えられず
いる。今ある制度だけでは
十分とは言えず新たな制度
によって、どのようにして
いくか制度の中身を充実さ
せていくべきだと感じてい
るが、この点に関して、市
長はどのようにお考えか。
また、その他の制度とし

て、現在シルバー人材セン
ターの活用が皆様から大変
に喜ばれている。この制度
は、六十歳以上の方が登録
することが出来、どなたに
も利用していただける。

今ある、それぞれの制度
が、もう少しずつ支援を必
要としている人達の方に向
かって手を伸ばしてくださ
ったら制度の谷間が少しず
つでも埋まるのではないか。
出来ることを一歩ずつ進め
ながら本市においては、同
時に調査、研究を進めてい
ただき最も良い制度をうみ
だせたらと思つ。

長い目で将来を考えた時
また、支え合う社会を築い
ていくためにも、有償ボラ
ンティア制度の存在は、必要
不可欠な制度である。

これからの少子高齢化の
社会を考えた時、有償ボラ
ンティア制度の必要性につ
いて市長のお考えはいかが
か。

二回目の市長答弁

介護支援ボランティア制
度については、介護サービ
スとの関係等、制度の根幹
にかかわる課題やポイント
管理上の問題があるため、
活動の場は介護施設等とな
っており、在宅での実施に
は至っていない。

しかしながら、在宅での
ボランティア活動が可能と
なれば、この制度のより一

層の充実が見込まれること
から、その活動範囲の拡充
については、引き続き検討
を行うて参る。

これと併せ、社会福祉協
議会においては、高齢者支
援等のボランティア養成を
行っており、ボランティア
活動の拡充を推進している。

また、シルバー人材セン
ターの活用については、景
気の低迷等により、その利
用者ニーズも減少傾向にあ
る中ではあるが、今後にお
いても、家事援助サービス
事業等の利活用がさらに進
むよう周知活動の充実、ま
た、福祉分野への業務拡充
が図られるよう、シルバー
人材センターに対し、積極
的に働きかけを行うて参る。
少子高齢化を見据えた、
将来の地域社会のあり方を
考えると、福祉行政の一層
の充実もとより、地域住
民の相互の助け合い、地域
コミュニティの醸成等によ
る、地域での支え合い、子
どもから高齢者まで安心し
て暮らせる地域づくりが、
大変重要な課題であると考
えている。

有償、無償を問わずボラ
ンティア制度についても、
この地域づくりの一環であ
ると考える。



全文については、次期定期例会（十二月）より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

9月

佐藤 秀明 議員



若者が地元に着るために

一回目の質問

地方では人口減少が進む中で、忍野村、富士河口湖町では人口が増えている。なぜ周りの町村が増えているのに富士吉田市は減っているのか。

若者が結婚し、子供が誕生したときに祝い金を市からプレゼントすることについて検討する予定はあるか。若者が結婚するためには、職場の確保が必要である。伝統産業である織物が特色ある新しい製品化の立ち上げのために、織協と業者の協力は必要であると考え

が、他に何か考えているか。

若者が結婚するためには住宅が必要である。若者向きの住宅をどのように確保するのか。古い公営住宅を建て直す予定はないか。また市内の空き家を借り上げ、若者に公営住宅として貸すことができないか。

市長は、六月の所信表明で学童保育の設置場所の拡大を約束したが、どこに学童保育所を設置する予定なのか、人員の増員はどのようにする予定か。

一回目の市長答弁

出生の際のお祝い金については、過去、本市でも支給してきた経緯があるが、この財源は、他の優先順位の高い分野へ投入すべきであるとし、不妊治療に取り組んでおられる方々への支援制度の制定など、平成二十年度に施策の見直しを実施した。

産業観光部長答弁

本市の新たな商品開発については、本年度は、本市の地場産品で特色のある商品開発、販売促進を図るため、「ふじよしだお土産大賞」のコンテストを実施する。

都市基盤部長答弁

若者向け住宅の確保についてであるが、若年層においては、これまで結婚を期に市営住宅に入居される世帯も数多くあり、その役割を果たしてきている。

老朽化した市営住宅の建て替えについては、防災面や衛生面などから、空き家になったものを逐次、解体撤去しており、これらの住み替え用の住宅として既存の住宅のほか、本年度から西丸尾団地の建替えを行っていく。

空き家の公営住宅としての借上げについては、近年市内における民間賃貸住宅も数多く供給されている状況等も踏まえ、必要があればその活用等も検討していく。

市民生活部長答弁

児童クラブの設置場所の拡大については、本市では七つの小学校区において、事業実施しており、現在待機児童もなく推移している。

今後においても、実施会場の増設及び指導員の確保について、対応を図っていく。

地元の観光施設の整備と吉田口登山道復活について

一回目の質問

富士吉田市を観光の町として、よみがえらせるためには、新倉山からの富士山展望・古い神社、仏閣・レ

ト口な町並み・外川家の御師の家・富士浅間神社・鐘山の滝・歴史民俗博物館・富士山ドーム・道の駅・吉田胎内と中ノ茶屋周辺の景観などの施設を、観光施設として、いかに整備し、見直していくのか。観光拠点エリアをいかに作り上げるのか。これらの調査のため、

市民主導の審議会を作り検討することを求めるが、市長の考えはどうか。

また、郡内地場産業センターの払い下げを受け、地ビールレストランとつなぎこの二つをセットにして入浴と宿泊と足湯の施設は観光の目玉になると思う。この地を見直す予定はあるか。

また、今年七月から富士吉田駅が富士山駅に改名され、富士山駅を基点とする富士登山バスの運行は地域活性化のために大きな力を発揮し始め、馬返までの登山客のバス利用はまだ少ないが、昨年より着実に登山客は増えてきた。

そこで、吉田口登山道について質問する。

富士山環境保全協力金の使途については、「富士山環境保全協力協議会」の作業部会で詳細に検討することなどが、検討内容は具体的にどのようなものか。

協力金の使途については、吉田口遊歩道の整備、中ノ茶屋、大石茶屋、馬返、一合目から五合目までの登山道整備に使用されるべきであるが、そのために使う考えがあるか。

馬返まで続いている吉田口遊歩道の入口は分かりりに

くく、また、登山客の出発の準備のために休憩所の設置も必要である。整った小枝は少し整備するだけでいいが、このことについて整備の予定はあるか。

中ノ茶屋について、再開を図る予定はあるか。

馬返の休憩所を通過した登山客は八月二十二日現在で四二〇〇人とのことだが、昨年に比べ、どの程度増えたのか、登山客の富士登山に対する感想はどのようなものであったか。また、その意見をどのように反映させていくのか。

馬返しのお茶を接待している場所は、婦人会、ボランティア協会の人たち等によつて行われているが、この対応を一定期間、指定管理者制度を使うことを考えられないか。

中ノ茶屋、大石茶屋、馬返、一合目から五合目までにある、使われていない「やしろ」、廃屋になった小屋は、建替えて、休憩所・トイレとして、雨・風の避難場所として、整備する必要が

ある。

吉田口登山道を復活するのなら、これらを整備する予定はあるか。

上吉田地区の御師の家を全国的にアピールして、江戸時代の昔にスイッチパツクさせ、観光資源として利用するために、御師の家と協議する考えはあるか。

一回目の市長答弁

本市の観光資源や施設調査のための市民主導の審議会については、現在、商工会議所が事務局となり、市民の皆様、商店・企業関係者、行政等により構成される「富士吉田市観光振興サ―ビス開発等調査研究委員会」が設置され、まさに市民主導の審議会として各種課題に対し、検討が進められている。

財団法人山梨県都内地域地場産業振興センターについては、公益法人制度改革に伴い、現在、当財団理事会においては、解散という方向で意見集約がなされており、今後は、当財団理事会の最終結論をもつて対応していく。

富士山環境保全協力金については、富士山環境保全協力金協議会において、富士山の環境保全及び安心安全登山等のために使おうべきとの意見集約がなされている。

産業観光部長答弁

遊歩道入口の案内看板についてであるが、道標の設置については、環境省からの最終的な許可が九月中旬以降になることから、先行して、八月上旬に北口本宮富士浅間神社の境内地を始めとする二箇所道標を仮置きするとともに、九月上旬にはさらに一箇所追加設置した。

休憩所の設置については、各種法規制等があるので、大変厳しいものと考えている。

遊歩道については、本年度、木柵の付け替えを実施したが、枝打ち等の整備については、来年度以降に実施したい。

ふもとからの登山者数については、昨年度実績で三八四六六人、本年度は登下山者合わせて一万一七一人が通過した。

また、登下山者の意見等としては、登頂後の充実感、五合目までの登山の素晴らしさ、思いがけない麦茶などの接待と温かい対応への感謝の声をいただいた。

馬返休憩所への指定管理者制度等の導入についてであるが、指定管理者制度については、公の施設に適用されるものであるため、当該休憩所には適用されないもので、今後もボランティアの募集を広く行う中で実施していく。

吉田口登山道の荒廃した山小屋については、自然公園法や国の文化財である、史跡「富士山」としての指定など、厳しい制限に加え、複雑な権利関係等の課題があるため、国、県等と十分協議する中で、慎重に対応していく。

御師住宅の活用に関する協議については、現実的には、全ての御師住宅を観光資源として、一括整備することは、非常に困難な状況にあるが、御師住宅は本市にとって、かけがえない財産であるので、今後、その活用について検討していきたい。

企画管理部長答弁

中ノ茶屋については、吉田口登山道の歴史ある茶屋であり、ふもとからの富士登山の推奨など、本市の観光施策の推進においても重

要な施設であると認識している。これまで、施設が個人資産であるため、深く立ち入れないという大きな問題があるが、権利関係者と施設取得のために、協議してきた経緯がある。

二回目の質問

市内にある施設の活用について、郡内地場産業センターの見直しについて、富士山環境保全協力金の使途について、すべてが検討、検討、協議中である。

私は、富士吉田市の意向を聞きたいのである。いつまでに結論を出して、実行するつもりか、予定期日をお知らせ願いたい。

また、吉田口登山道の整備・見直し、馬返での休息所の設置、荒廃した山小屋の整備については、各種法規制や権利関係があり、難しいから慎重に対応していると

している。中ノ茶屋については、吉田口登山道の歴史ある茶屋として大切であると認識しているのなら、その復活のために、解決を急ぐべきであり、関係者と引き続き話し合いをすすべきである。登山道の開発ができないというところは、富士吉田市の目的とした「町おこし」ができないということである。

観光都市富士吉田を標榜するならば、観光施設の整備と吉田口登山道の復活は早急にその対策を立てる必要がある。

このことについて、具体的な詳しい答弁を求める。

二回目の市長答弁

すべてが検討、検討、協議中であるとのことだが、各種の政策等については、有識者、市民代表、関係機関など、多くの方々と交えた検討・協議が行われており、これらなくして、実行、実現は出来ない。

「富士吉田市観光振興サビス開発等調査研究委員会」については、本年度中に本市の現状について、調査・研究を重ね、問題点や具体的な改善案、新規事業等を含めた調査書を策定することとなり、来年度以降、実現可能なものから事業化に取り組んでいきたい。

「財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センター」については、現在、解散となるまでの行程などについて、協議検討を行っている。

「富士山環境保全協力金」については、本市はもとより周辺町村及び関係機関等の地元が共通認識を持つ中で、同一歩調をとり、山梨・静岡両県や国の協力を得て、持続可能な制度作りを行う必要があると考えている。実施時期については、平成二十五年の富士山世界文化遺産登録時を目標に鋭意努力していく。

産業観光部長答弁

吉田口登山道については、案内のための道標の設置、木柵の付け替え、仮設トイレの増設など、快適かつ安全・安心登山のための整備を進めており、そこからのまちおこしの推進が図られ

ている。

しかし、荒廃した山小屋等の整備については、登山道の管理者が山梨県であること、山小屋の所有者が個人等であること、併せて各種法規制や複雑な権利関係等から多くの課題があるため、慎重に対応せざるを得ない。

企画管理部長答弁

中ノ茶屋については、敷地が分割利用地であり、建物個人資産であることから、慎重に対応してきたものであり、決して手をこまねいて傍観してきたわけではない。

数年前、中ノ茶屋が営業を行わなくなった時点から、施設取得を含めた再開への道筋を模索する中で、これまで権利関係者とは、幾度となく繰り返し協議を行っており、今後においても、中ノ茶屋の多面的な重要性を認識する中で、粘り強く折衝していく。

町おこしのための土丸尾の利用について

一回目の質問

この地を市民と多く人々の「憩いの場」として利用できるならば、私たちの伝統も脈々と生きる。心をいやすならスポーツは最適であり、スポーツ施設に対する需要は高まるばかりであるが、問題はスポーツ競技場が不足していることで

ある。

富士吉田市がスポーツを通して、多くの人たちを集め、滞在型の観光を目指すならば、富士吉田市の町おこしの目指す方向と一致する。

富士山の環境に恵まれた場所を大勢の人に開放することは、時代の要請にもなる。

スポーツ広場を建設し、スポーツ愛好会のメッカになることを希望するが、いかがお考えか。

土丸尾の看護専門学校西側に公園として、恩賜林組合が「共生林」を造り、学校の東側に富士吉田市は「共生林」と「散策公園」の違いはどのようなものか。

同じような公園があるのなら、この散策公園を手直して、総合的なスポーツ広場を造ることを望むが、市長のお考えはいかがか。

一回目の市長答弁

共生林と富士散策公園の違いについては、恩賜林組合が整備した共生林は、林業基本法に位置づけられた森林と人との共生林づくりの一環として、木材生産とともに、地域住民が容易に立ち入りできる、憩い、安らぎの空間の造成及び自然教育などの場として、整備された森林であると認識している。

一方、富士散策公園は、市民相互のコミュニケーション活動や健康増進、屋外学習の場として、自然公園法、文化財保護法等の範囲

内で公園として活用することを目的に整備したものである。

次に、スポーツ広場の建設及び富士散策公園の手直しについてであるが、富士散策公園は、目的に沿って整備した公園なので、他の目的のため手直しする考えはない。

二回目の質問

「共生林」と「散策公園」の違いについて、片方は、憩い、安らぎ、自然教育の場と、他方は健康増進、屋外学習の場と説明しているが、憩い、安らぎと健康増進、自然教育と屋外学習はどう違うのか。再度説明を願いたい。

また、散策公園を「他の目的のために手直しする考えはない」との答弁であるが、散策公園と総合スポーツ広場を兼ねる広場と言っているのであり、公園にグランドが追加されただけである。手直しをする考えはないか。再度、市長の答弁を求める。

二回目の市長答弁

「共生林」と「富士散策公園」との違いについては、その整備目的自体が全く異なるものであるため、御理解を賜りたい。

次に、富士散策公園の手直しについてであるが、この公園は、市議会など様々な場で議論を頂く中で整備決定し、昨年四月に開園となったものであるため、手直しする考えはない。

全文については、次期定例会（十二月）より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

9月

渡辺 孝夫 議員



ミネラルウォーター税について

一回目の質問

最近、全国的にミネラルウォーターの需要が増えており、特に富士吉田市内の地下水は、他の地区に比較して体に良いとされるバナジウムを多く含んでいるとの理由で、近年ミネラルウォーター関連会社の進出も著しく、同時に、ミネラルウォーターの製造販売が年々増加しており、販売量も市全体の総給水量に対して、平成九年度四・八％、平成十七年度八・九％、平成二十二年度は十二％を超えることが、聞き取り調査による結果が出ている。平成二十三年度は、東日

本大震災の影響でミネラルウォーターの需要が増し、三交代勤務、新技術導入など、各会社の生産能力の向上により、増々給水総量に対して占める割合が多くなっているのが現実である。

年間取扱高も平成二十二年で市内販売業者全体では推定一〇億円を超えている。これは、富士吉田市の基幹産業の織物に匹敵する取扱高である。

市としては、現在富士吉田市のミネラルウォーター業界の現状をどこまで把握しているのか。市全体の産業を把握することは、今後、富士吉田市の指針を決める時には重要だと考える。

市内上流地区における大量の地下水の採取は、将来、市内の給水体系に悪影響を及ぼす可能性は否定できない。そこで、将来の子どものためのにも、早急に水資源を保護保全する万全の施策を講じる事は、市にとって重要なテーマである。しかしながら、地下水資源保護保全のためには、森林涵養、井戸サンプリング

調査、水量水質検査等、多額な費用がかかる。

そこで、地下水保護保全にかかる予算の一部を、市民の財産である地下水を利用して、一定の利益を上げている企業に対して、受益者負担の考えからミネラルウォーター業界に一定の負担をしていただくことも一つ施策として考えられるが、市長はどのような考えをお持ちか。

一回目の市長答弁

本市の地下水については、平成十七年から、市内四箇所に設置している調査用の井戸においてモニタリング調査を実施しており、平成二十一年度までのデータにより推定ではあるが、二九億トンから四四億トンが蓄えられているとの解析結果が出ているところである。

本市としては、このモニタリング調査について、地下水保全の観点から今後も引き続き継続実施していく。これまでの調査等において、現時点では地下深部に

おける地下水の状況には特段の兆候は見られないが、何らかの変化が伺えた時点で、昨年度に制定した「地下水保全条例」に基づき、ただちに地下水採取に制限を加えて行く。今後においては、更なる規制強化に向け、土地の利用規制なども視野に入れながら、複合的、複層的な規

制方策について研究・検討を進めていく。

次に、ミネラルウォーターに関する税についてであるが、本市としても、導入すべしとして検討を重ねて参ったが、山梨県や北杜市と同様に、特定の業種だけに課税することは、薄く広く課税する税の理念や公平・中立などの税の原則に反し、更には、納税義務者としての理解が得られないような税は導入すべきではないとする近代法の考え方に照らし合わせると、新たな税として賦課制度を導入することは、我が国の現行の税法系の中では困難な状況にあると考える。

しかしながら、渡辺議員御発言のとおり、市民共有の資産である地下水の保全は、本市にとつて極めて重要なテーマであり、本市の豊かな地下水資源から受益を得ていることは明らかであることや、市民感情を考慮すると、その保全に要する費用に対し、協力の金のような形で応分の負担を求め

る制度について、先の規制強化の問題も含め、庁内各組織による横断的な検討を行って行く。

二回目の質問

ミネラルウォーター税の導入については、地方税法上の規定から、地方自治体が法定外目的税を新設する場合、あらかじめ、総務大

臣に協議し、その同意を得なければならぬ。但し、

・国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること。
・地方団体間における物の流通に重大な障害を与えらること。
・国の経済施策に照らして適当でないこと。

の、いずれかに該当する場合を除き、総務大臣は同意を与えなければならぬ事とされていると規定されている。

私の考えでは、ミネラルウォーター税の導入は上記の三点に該当せず、十分検討の余地があると思う。

答弁で、特定の業者だけに課税することは、薄く広く課税する税の理念や公平・中立などの税の原則に反する等、答えているが、私の考えから言わせて頂ければ、市民共有の資産である地下水資源を流用し、市外において販売し、利益を得ているので、税をかけない方が、かえって公平中立ではないとの解釈もできる。

ミネラルウォーター税の導入に関して初めから困難な状況と結論づけて考えるから前に進まないのだから、不可能を可能にするぐらの努力をして欲しい。将来の子供たちのためにも、美しい自然と共に、きれいな美味しい水を引き継ぐことは、重要なテーマで

ある。再度答弁願いたい。

二回目の市長答弁

ミネラルウォーター税の導入についてであるが、私が市長に就任した早々の中期財政計画を策定する際に、財源確保という喫緊の課題と合わせて検討を重ねたところであるが、納税義務者が特定かつ少数の者に限定され過ぎていること、ミネラルウォーター業界の受益が、他の業界の地下水利用者の受益よりも特別に大きいとする根拠を客観的に明示することが困難であること、更には、薄く広く課税する税の理念や公平・中立などの税の原則に相反することなどから、その導入は難しいとした経緯がある。

こうしたことが障壁となり、ミネラルウォーター税については、本市と同様に地下水保全に力を注いでいる全国各都市においても、いまだ導入されていない。

いずれにしても、地下水などの自然環境の保全は大切な課題であり、とりわけ本市の地下水に限っては、これまで、市民の皆様と辿ってきた他の地域にはない経緯や、今後の地下水保全のために本市に必要とされる取組みなどを考えると、本市の地下水から受益を得ている利用者、何らかの負担を求めていくことは、極めて自然であると考

えている。

したがって、今後においては、これまで申し上げてきた考え方に基づき、地下水利用者負担を求め、制度について市内に検討するための組織を設置し、これらの課題に取り組んで参る所存である。

**(仮称)新倉トンネル
開通に伴う街づくり
構想について**

一回目の質問

(仮称)新倉トンネルの掘削も本年十月で工程の半ばに達し、いよいよ最終工程に向かつて最後の段階となってきた。地元の人達も大変期待しているが、最初の工程から比較すると諸般の事情により、やや遅れ気味となっていると聞いている。市では、どの様に現状を把握しているのか、わかる範囲でお聞かせ願いたい。

新倉トンネル開通時には国中地域への交通手段として、かなりの利用が見込まれ、まぎれもなく、富士吉田市の北西部の出入口となる地域であり、単に車の通過だけでなく北の玄関口としての役割を持たせる事も必要だと考える。

また、トンネルに接続する新倉南線については、新設道路でなく、一部を現状道路の拡幅などを利用してのことから、普通の道路と比較すると、変化の多い

道路となっている気がする。沿線道路付近には、既設住宅、通勤、通学道路が混在しており、通行量の増加に伴い、騒音、事故等が懸念されているが、市としても、住民の安全を考慮し、こうした対策には、しっかりと対応してもらいたい。

そこで、開通に伴う(仮称)新倉トンネル、新倉南線沿線の街づくりについて、様々な方を講じられているが、現在、想定しているまちづくりの方向性について答弁願いたい。

一回目の市長答弁

まず、(仮称)新倉トンネル掘削工事についてであるが、現在、山梨県が施工しているトンネル掘削工事については、本年十月には、トンネル総延長二四七六mのうち、一三三〇mの掘削が完了し、最終的に、トンネルの掘削、これに付随した道路舗装、設備工事等、全ての工事が完了するのは、平成二十七年三月であると山梨県からは報告を受けている。

次に、トンネル開通に伴う新倉南線を含めた沿線の街づくりについてであるが、トンネルが完成すると、西は一般国道一三七号河口期バイパスを通り御坂方面へ、また、東は新倉南線から中央通り線、県道山中湖忍野富士吉田線を経由して、忍野・山中湖方面へと続く

広域的な幹線道路ネットワークが形成され、交通渋滞の緩和や災害時の避難ルートとしての機能を担うだけでなく、観光や物流の面においても大きな役割が期待されている。

このような都市構造の変化に対応するために、平成二十年三月に策定した第五次富士吉田市総合計画の土地利用方針では、新倉南線沿線に関して、住宅と商業業務が適正に複合した整備を行う「沿道複合住宅エリア」として位置づけを行っている。

さらに、平成二十一年四月には、新倉南線沿線の都市計画用途地域の変更を行い、道路の両側三十mの範囲を「第一種中高層住居専用地域」及び「第一種住居地域」から「準住居地域」に指定した。

これにより、道路の沿道としての地域特性にふさわしい商業・業務の進出を図りつつ、住居の環境を保護する地域として、調和の取れた町並みになるよう、適切な規制と誘導を行っていく。

二回目の質問

一回目の答弁で(仮称)新倉トンネル、これに接続する新倉南線の供用開始は河口期バイパス、市内中央通り線、県道山中湖忍野富士吉田線を経由して一市一町一村を結び、広域的な幹線道路となり交通渋滞の

緩和や災害時の避難ルートとしての機能と合わせて、観光や物流の面で大いに期待されると答弁している。

また、沿道地域については、都市計画用途地域の變更を行い、地域特性にふさわしい環境の整備に調和の取れた街並みになるように規制と誘導を図って参りたい旨の答弁である。

私も同じ考えを持っており、一市民として早期の開通を願っており、この幹線道路開通によつて観光や物流の面において大きな役割が期待されると答弁している。

しかし、私が聞きたいのは、もう少し具体的にこの様な役割を果たすためにどのような施策を考えているのか。質問が曖昧だと答えづらいと思うので、具体的に例を出して質問する。

まず、現地を見ていただければわかると思うが、富士山が前面に広がり、絶好のビューポイントであり、単に車の通過だけでなく(仮称)新倉トンネルの開通時には、トンネルの開口部付近に休憩所、駐車場等を備えた観光施設の設置などを計画し、うごんの街富士吉田市を売り込む事も必要だと考える。

トンネル開口部付近には、現在、猪、猿などによる農作物被害の影響で、休耕田、遊休地がたくさんあり、一部の地権者より無償提供の

申し出もあり、土地の有効活用もできる。

また、富士山の絶好のビューポイントである浅間公園との連携も視野に入れて、夢ある街づくりに向かつて、市長の答弁をお聞かせ願いたい。

沿線道路付近には、小中学校があり、通学道路も複雑に入り組んでいる。車の通行量の増加に伴い、生徒・児童の安全を守らなければならぬ。長期的に計画立案し、父兄に安心を抱いて頂くことも行政だと考えている。通学路の確保、登下校時の対策等、安全に考慮し、しっかりと対応して頂きたい。

今後、どのような方針で臨まれるのか市長の答弁を願いたい。

二回目の市長答弁
まず、(仮称)新倉トンネルの開口部付近への観光施設の設置についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、この幹線道路は、交通渋滞の緩和や災害時の避難ルートとしての機能を担うとともに、観光や物流の面においても大きな役割が期待される。

このような状況を踏まえ、民間資本の進出が積極的に行われるよう、用途地域の変更を行ったものであり、今後はその趣旨に沿ったまちづくりの推進に努める。

したがって、本地域において、行政として民間の力を活用する中で、側面からの様々な方を検討して参りたいと考えているので御理解を賜りたい。

次に、新倉山浅間公園との連携についてであるが、渡辺議員御発言のとおり、新倉山浅間公園は、日本の夜景百選にも選ばれ、富士山を正面に一望できる眺望豊かなスポットとして親しまれている。

(仮称)新倉トンネルを含め、全線が開通することにより、多くの車の流入が見込まれるので、当該地へ誘導するべく、案内看板及び施設への誘導標識の設置、また、パンフレットやインターネット等を活用した情報発信を行って参りたいと考えている。

次に、車の通行量増加に伴う学童の安全対策についてであるが、具体的な対策としては、安全な歩行空間を確保した歩道の設置はもちろんのこと、見通しの悪い箇所へのカーブミラー及びドライバーに注意を促す立て看板を設置する予定である。

また、学校、PTA、スクールガード等に対し、登下校における安全確保について協力依頼を行い、渡辺議員御発言のとおり、安全・安心な通学路確保に万全を期していく。

議案の処理結果（9月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第15号	継続費精算報告書について	報告	平成22年度一般会計予算
報告第16号	健全化判断比率について	報告	平成22年度決算に基づく健全化判断比率について
報告第17号	資金不足比率について	報告	平成22年度決算に基づく下水道事業特別会計の資金不足比率について
報告第18号	資金不足比率について	報告	平成22年度決算に基づく大明見水道特別会計の資金不足比率について
報告第19号	資金不足比率について	報告	平成22年度決算に基づく市立病院事業会計の資金不足比率について
報告第20号	資金不足比率について	報告	平成22年度決算に基づく水道事業会計の資金不足比率について
議案第42号	平成22年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	認定	一般会計及び下水道事業特別会計外7特別会計の決算を認定するもの
議案第43号	平成22年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	認定	事業収益67億1,853万7,301円、事業費用65億9,572万1,242円、資本的収入14億5,939万700円、同支出額15億8,035万8,975円の決算を認定するもの
議案第44号	平成22年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	認定	事業収益5億2,670万925円、事業費用1億1,205万8,590円、資本的収入2億1,454万6,000円、同支出額4億301万6,214円の決算を認定するもの
議案第45号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	「地方自治法の一部を改正する法律」の施行による地方開発事業団及び市町村基本構想策定義務の廃止・撤廃に伴い、関係する条例について所要の改正を行うもの
議案第46号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	下吉田南部国道139号周辺地区の住居表示を本年10月11日から実施することに伴い、関係する条例について、住居表示の実施区域に設置してあります公の施設の位置の表示を改めるなど、所要の改正を行うもの
議案第47号	富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例の一部改正について	可決	平成23年12月1日から平成26年3月31日までの間の乳幼児・児童医療費に限り助成対象年齢を、満12歳から満15歳に引き上げるため、所要の改正を行うもの
議案第48号	スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	「スポーツ基本法」の施行に伴い、関係する条例について、「富士吉田市スポーツ振興審議会」及び「体育指導委員」の名称を改めるなど、所要の改正を行うもの
議案第49号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	市道新倉南線の整備及び建物の老朽化による一部取壊しに伴い、西丸尾団地の位置及び戸数について所要の改正を行うもの
議案第50号	平成23年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)	可決	歳入歳出にそれぞれ1億1,527万9千円を追加し、総額を182億3,675万3千円とするもの。(防災対策事業費6,930万5千円の増額、子育て応援医療費助成事業費1,519万1千円の増額等)
議案第51号	平成23年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)	可決	歳入歳出にそれぞれ1,328万9千円を追加し、総額を29億70万5千円とするもの(介護保険償還金1,328万9千円の増額)
議案第52号	平成23年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第1号)	可決	資本的収入及び支出について、収入を2,600万円減額し、総額を3億5,032万9千円とし、支出を2,833万8千円減額し、総額を5億5,185万3千円とするもの。(建設改良費2,833万8千円の減額)
議案第53号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について	可決	次世代を担う子どもたちへのきめ細やかな教育を一層推進するため、30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持及び国庫負担割合の増加、教育予算の拡充等について、国により施策を講じていただきますよう、富士吉田市議会として、意見書を提出するもの
選挙第6号	河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について	選挙	新倉区域に宮下 誠氏(旭5-10-17)、白須一彦氏(新倉218)が、上暮区域に渡邊恒政氏(上暮地2227-3)、遠山明彦氏(上暮地8-8-27)がそれぞれ当選
選挙第7号	富士吉田市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	選挙	選挙管理委員会委員に小野五朗氏(下吉田5966)、渡邊 勲氏(下吉田1184)、大森好正氏(中曽根3-5-8)、武藤英作氏(小明見2389)が、同補充員に宮下清志氏(大明見4554)、土屋幸治氏(上暮地4-14-7)、湯山修二氏(中曽根1-6-5)、渡邊仁志氏(下吉田1226)がそれぞれ当選
選挙第8号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議会議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で、上吉田区域の横山勇志議員が当選

ふじよしだ議会だより

企業広告大募集!

年4回/15,000部 市内全域配布!

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局
0555-22-0612(直通)